


所管部課	福祉部 健康課	部長	吉沢 寿子		
件名	専決処分の報告について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>平成27年3月5日(木)に発生した庁用自転車走行中の物損事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p>事故の内容は、市内の交差点で信号待ちしていた自動車の左側路上を自転車で通過した際に、自転車後部に積んでいた荷物が自動車左側サイドミラーに接触し、損傷を与えたものである。</p>					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>平成27年 3月 5日 事故発生</p> <p>平成27年 5月20日 専決処分</p> <p>平成27年 5月下旬 示談締結予定</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>平成27年第2回市議会定例会において報告したい。</p> <p>賠償金については、全国市長会市民総合賠償補償保険より全額補填される予定である。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。